

Ⅱ. 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項について(案) 【環境配慮契約法基本方針解説資料改定案】

1. 背景と意義

1-1 電気の供給を受ける契約における環境配慮の必要性と意義

庁舎等の国等の施設において使用する電気の供給を受ける契約に当たっては、これまで多くの契約で行われてきた価格のみでの判断をするのではなく、温室効果ガス等による環境負荷についても適切に考慮した上で、契約を締結することが必要であり、需要側においてこうした環境に配慮した契約を推進することが、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と経済が両立する新しい社会づくりに役立つことが期待されるものである。

1-2 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた電気の供給を受ける契約に関する基本的事項を踏まえ、調達者が具体的に電気の供給を受ける契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものである。

本解説資料は、電気の供給を受ける契約に当たっての考え方や具体的な内容、実際の事務手続等について説明したものである。

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、当該地域の実情等を踏まえ、調達者が適切に対応することが必要である。

2. 契約方式の解説

2-1 電気の供給を受ける契約に関する契約方式の基本的考え方

電気の供給を受ける契約に関する契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

- 温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）の低い小売電気事業者との契約に努めるよう配慮。
- 温室効果ガス排出削減の観点から、二酸化炭素排出係数等による裾切り方式を採用（法附則第4項参照）。
- 環境への負荷の低減に関する小売電気事業者の取組状況（未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況）並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示状況の考慮。
- 公正な競争の確保の観点も踏まえ、裾切りの設定に当たっては原則複数の小売電気事業者の参入が可能であることを確保。
- 当分の間、一般送配電事業者の供給区域を基本としつつ、必要に応じて複数の供給区域のグループ化を図る等適切な地域ごとに裾切りを設定。
- 当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を参考。
- 仕様書等に示された契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実に安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約するよう配慮。
- 小売電気事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮。
- 裾切り方式の基準等については毎年度見直しを検討。

2-2 裾切り方式

本契約方式に係る基本的な考え方等を踏まえ、具体的な裾切り方式について、以下に示すこととする。

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示¹していることを入札参加資格の付与のための要件とする。さらに、以下の①から③の3つの項目を必須項目としてポイント制により評価し、一定の点数を上回る小売電気事業者に入札参加資格を与えることとする。

- ① 二酸化炭素排出係数
- ② 未利用エネルギーの活用状況
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況

各要素の区分値・配点及び裾切り下限値については、二酸化炭素排出係数の低い小売電気

¹ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新の改定版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなすこととする。

事業者との契約に努めることを踏まえつつ、入札実施主体がそれぞれ、以下の観点から適切に判断の上、設定することとする。

- ① 公正な競争確保の観点から、原則複数の小売電気事業者の参入を確保する。
- ② 当該地域において電気の供給を行っている複数の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数を参考とする。その際、安定供給の観点に留意。

裾切り基準の設定に当たっては、~~電力小売全面自由化に伴い~~二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者が全国から広く入札に参加することを促すための動機付けとなるよう、地域の実情を踏まえた上で、可能な限り一定レベル以上の裾切り基準を目指すことが重要である。このため、必要に応じ、裾切り基準の評価項目である二酸化炭素排出係数の区分が概ね同程度であることを前提に、一般送配電事業者の供給区域の小売電気事業者の参入状況、販売電力量の状況及び入札参加者数等を参考として複数の供給区域のグループ化を図るものとする。さらに、グループ化された地域を含め、各地域において裾切り基準の継続的なレベルアップを図ることにより、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者の参入を促すことで、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減につながる。

また他方、これらの要素による評価の結果、入札参加資格を得ることができない小売電気事業者について、入札実施主体の判断により、裾切り方式のオプションとして、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の実施の有無を評価して加点することができることとする。

なお、当該地域への小売電気事業者の参入状況、小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等の裾切りに使用している評価値が毎年変動すること等を考慮し、適切な契約期間を検討する²とともに、裾切り基準の区分値等については、毎年度見直しを検討することが望ましい。また、低圧電力において、みなし小売電気事業者はユニバーサルサービスが義務付け³られており、排出係数の悪化があり得ると想定されるため、低圧電力を対象とした裾切り基準の設定を検討する際は、当該地域において電気の供給を行うみなし小売電気事業者を含む複数の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を参考とする。

以下に、上記の観点を踏まえて、70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を与えることとした場合の、具体的なポイント制の区分・配点の例を示す。

² 複数年契約の場合は、毎年度調達先である小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等の裾切り基準の評価項目を確認するとともに、各機関の排出量の変化を把握することが望ましい。また、複数年契約の場合にあっても、契約時においては、小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を評価した環境配慮契約を実施するよう努めるものとする。

³ 低圧電力については、当面の間（少なくとも2020年（平成32年）3月末までの間）は、みなし小売電気事業者が最終保障供給及びユニバーサルサービスの義務を負う。

◇ポイント制の区分・配点の例1

要素	区分	例	配点例
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）		0.400 未満	70
	0.400 以上	0.425 未満	65
	0.425 以上	0.450 未満	60
	0.450 以上	0.475 未満	55
	0.475 以上	0.500 未満	50
	0.500 以上	0.525 未満	45
	0.525 以上	0.550 未満	40
	0.550 以上	0.575 未満	35
	0.575 以上	0.600 未満	30
	0.600 以上		25
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上		10
	0 %超	0.675 %未満	5
	活用していない		0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	5.0 %以上		20
	3.0 %以上	5.0 %未満	15
	1.5 %以上	3.0 %未満	10
	0 %超	1.5 %未満	5
	導入していない		0
上記①～③の計			100

【グリーン電力証書の譲渡予定量及び需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を加点項目として設定する場合】

④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0 %	10
	2.5 %	5
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（上記の例において、②で5点、③で15点を獲得した場合、裾切り基準を①から③で満たすために必要な排出係数は0.500kg-CO₂/kWh未満となる）

◇ポイント制の区分・配点の例2

要素	区分	例	配点例
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）		0.300 未満	60
	0.300 以上	0.400 未満	50
	0.400 以上	0.500 未満	40
	0.500 以上	0.600 未満	30
	0.600 以上	0.700 未満	20
	0.700 以上		0
	② 前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上	
0 %超		1.35 %未満	10
活用していない		0	
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	3.00 %以上		20
	0 %超	3.00 %未満	10
	導入していない		0
上記①～③の計			100

（上記の例において、②で10点、③で20点を獲得した場合、裾切り基準を①から③で満たすために必要な排出係数は0.500kg-CO₂/kWh未満となる）

◇ポイント制の区分・配点の例3

要素	区分	例	配点例
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）		0.350 未満	60
	0.350 以上	0.375 未満	55
	0.375 以上	0.400 未満	50
	0.400 以上	0.425 未満	45
	0.425 以上	0.450 未満	40
	0.450 以上	0.475 未満	35
	0.475 以上	0.500 未満	30
	0.500 以上		25
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上		15
	0 %超	1.35 %未満	10
	活用していない		0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00 %以上		25
	3.00 %以上	5.00 %未満	15
	0 %超	3.00 %未満	10
上記①～③の計	—		100

【グリーン電力証書の譲渡予定量を加点項目として設定する場合】

④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	4.0 %	10
	2.0 %	5

（上記の例において、②で10点、③で15点を獲得した場合、裾切り基準を①から③で満たすために必要な排出係数は0.425kg-CO₂/kWh 未満となる）

◇ポイント制の区分・配点の例4

要素	区分	配点	
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）		65	
	0.300 以上	60	
	0.350 以上	55	
	0.400 以上	50	
	0.450 以上	45	
	0.500 以上	40	
	0.550 以上	35	
	0.600 以上	30	
	0.650 以上	25	
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上	15	
	0.675 %以上	1.35 %未満	10
	0 %超	0.675 %未満	5
	活用していない		0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	1.50 %以上	15	
	0.75 %以上	1.50 %未満	10
	0 %超	0.75 %未満	5
	導入していない		0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5	
	取り組んでいない	0	
上記①～④の計	—		100

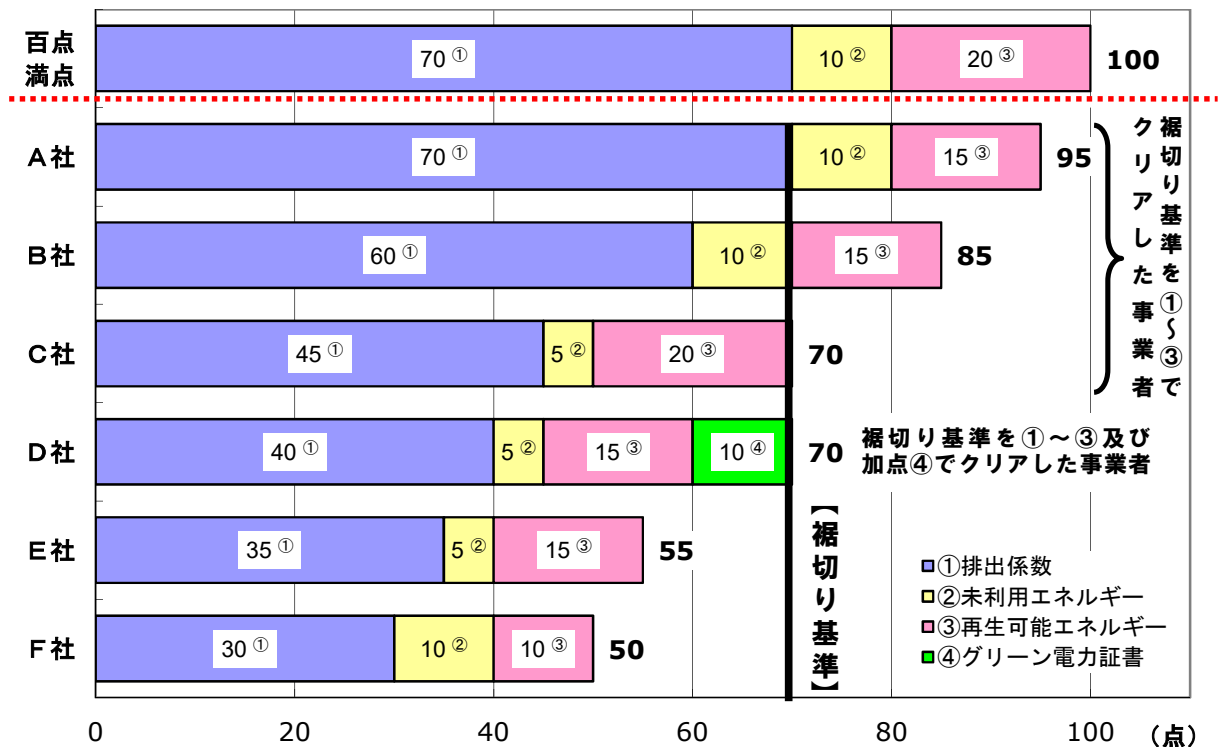
【グリーン電力証書の譲渡予定量を加点項目として設定する場合】

⑤ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	4.0 %	10
	2.0 %	5
	活用しない	

（上記の例において、②で15点、③で15点、④で5点を獲得した場合、裾切り基準を①から③で満たすために必要な排出係数は0.600kg-CO₂/kWh 未満となる）

入札参加資格の要件（下限値）は、前述のとおり、入札実施主体が適切に設定することとなるが、現在各府省庁等で実施されている裾切り方式においては、**70点**を裾切り基準としている（70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を与える）ものが多い。

図Ⅱ-2-1は、70点を裾切り基準とし、①二酸化炭素排出係数の配点を70点、②未利用エネルギーの活用状況の配点を10点、③再生可能エネルギーの導入状況の配点を20点として、裾切り基準に満たない小売電気事業者に対して、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量を加点項目（10点又は5点）とした場合の具体的な裾切りによる参加資格のイメージである。



図Ⅱ-2-1 裾切りによる参加資格のイメージ

2-3 二酸化炭素排出係数

裾切りの設定においては、最も重要な要素の一つとして、二酸化炭素排出係数を位置付ける必要がある。

契約の入札参加要件の評価における裾切りに利用する二酸化炭素排出係数の扱いについては、以下のとおりとする。

○電気の入札に当たって使用する排出係数については、小売電気事業者の調整後排出係数⁴

⁴ **実基礎**二酸化炭素排出量（電気事業者がそれぞれ供給（小売）した電気の発電に伴い排出された二酸化炭素排出量）に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力量相当量の割合で**実基礎**二酸化炭素排出量を調整した量を加えて調整した量から、国内認証排出削減量等を控除した量を、当該電気事業者の販売電力量で除したものをいう。

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したものの)を用いることとする⁵。

また、当分の間、地域における裾切り基準(区分・配点等)は、当該地域において電力供給が可能な小売電気事業者の二酸化炭素排出係数を踏まえて設定することが適当である。ただし、電力小売全面自由化に伴い、全国から広く二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者の入札への参入を促す観点から、より二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者の評価が高まるよう、全国一律の裾切り基準の設定に向け、他の地域における裾切り基準を参考としつつ、複数の供給区域のグループ化を含めて、適切かつ継続的な見直しを実施するものとする。

2-4 環境への負荷の低減に関する取組の評価

二酸化炭素排出係数とともに、小売電気事業者の環境への負荷低減に向けた取組を積極的に評価し、入札参加資格の緩和につなげる等の目的で、小売電気事業者の未利用エネルギーの活用状況や再生可能エネルギーの導入状況を入札参加資格の評価へ活用することとした。

また、これらの要素による評価の結果、入札参加資格を得ることができない小売電気事業者について、入札実施主体の判断により、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の実施の有無を加点項目として評価することを可能とすることとした。

(1) 未利用エネルギー⁶の活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値

(算定方式)

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)(kWh)}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しな

⁵ 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

⁶ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

③高炉ガス又は副生ガス

いものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(2) 再生可能エネルギーの導入状況

化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入促進の観点から、前年度の供給電力量（需要端）に占める再生可能エネルギー電気⁷の利用量の割合（~~固定価格買取制度による再生可能エネルギー＝電気は除く。~~）を使用する。算出方法は、以下のとおり。

再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から④⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。

- ①前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
- ②前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）
- ③グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度⁸により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー⁹の電力量（kWh）（ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- ④J-クレジット制度¹⁰により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
- ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

⁷ FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

⁸ 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書のCO₂排出削減価値を国が認証することにより、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。

⁹ グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO₂削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量（kWh）

¹⁰ 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂等の排出削減量、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

(算定方式)

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) (①+②+③+④+⑥) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端) (kWh)}} \times 100$$

(3) グリーン電力証書の加点項目としての評価

以下に、グリーン電力証書の仕組みを簡単に説明し、入札におけるオプションとして、入札実施者の判断により、グリーン電力証書を活用する場合の方法について示す。ただし、加点項目として活用できるグリーン電力証書は、グリーンエネルギーCO₂削減相当量として調整後二酸化炭素排出係数の算定に用いたものを除く。

ア. グリーン電力証書制度

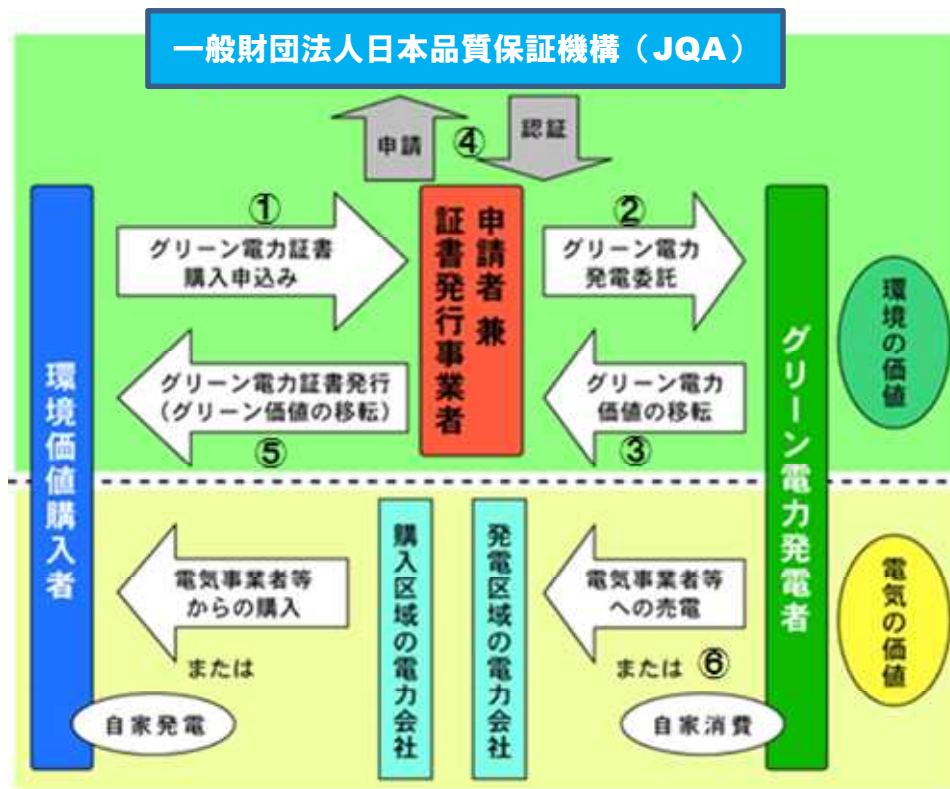
グリーン電力価値の取引証書制度（グリーン電力証書制度）とは、自然エネルギーにより発電された電気の持つグリーン電力価値の購入保有を希望する需要家が一定のプレミアムを支払うことにより、電気自体とは切り離されたグリーン電力価値を証書等の形で保有し、その事実を広く社会に向けて公表できるというものである仕組みである¹¹⁾。

イ. グリーン電力証書システムの仕組み

以下は、グリーン電力証書システムの仕組みである（図Ⅱ-2-2）。

- ① 環境価値購入者がグリーン電力の利用契約を締結
- ② グリーンエネルギー認証センター—一般財団法人日本品質保証機構の設備認定を得たグリーン電力発電者に発電を委託
- ③ グリーン電力発電者は契約に基づき発電を実施し、グリーン電力価値を移転
- ④ グリーンエネルギー認証センター—一般財団法人日本品質保証機構が発電実績を認証
- ⑤ 発電実績を「グリーン電力証書」として環境価値購入者へ発行。環境価値購入者は発電量の実績に基づき委託費の支払
- ⑥ 発電した電気自体は地域の電力会社へ販売又は発電事業者自ら使用

¹¹⁾ 一般財団法人日本品質保証機構ホームページより引用（図Ⅱ-2-2については一部修正）。一般財団法人日本品質保証機構は、平成30年4月にグリーンエネルギー認証事業を一般財団法人日本エネルギー経済研究所から譲渡された。



図Ⅱ-2-2 グリーン電力証書システムの仕組み

ウ. グリーンエネルギー認証センター—一般財団法人日本品質保証機構

グリーンエネルギー認証センター—一般財団法人日本品質保証機構では、グリーンエネルギーに対する社会的認知度の向上や、グリーンエネルギー電力価値の取引における信頼度の向上を目的としに努め、発電事業者・グリーンエネルギー価値取引事業者（申請者）・グリーンエネルギー価値購入者等とは独立した形（第三者）で設立されたグリーンエネルギー価値の認証事業を行う機関であり、グリーンエネルギー価値の認証に伴う含んだ以下の役割を担って事業を行っている。

- ① グリーンエネルギーに関する認証基準の策定・管理
- ② グリーンエネルギーの申請に対する確認、認証
- ③ グリーンエネルギーに関する認証状況の公開
- ④ グリーンエネルギーに関する調査・研究
- ⑤ グリーンエネルギーに関する普及促進活動

エ. グリーン電力証書の調達者への譲渡量を評価する方式

裾切りにおいて使用する要素として、①二酸化炭素排出係数、②未利用エネルギーの活用状況、③再生可能エネルギーの導入状況に加え、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量を加点項目として評価することとする。

ただし、入札参加資格を厳しく設定することで、グリーン電力証書の調達が、小売電気事業者にとって過度な負担とならないよう配慮する必要がある。具体的には、上記の①～

③の3つの要素に係る評価点の合計が100点となるポイント制で評価し、原則複数の小売電気事業者の参入が可能となる条件を確保した上で、これら評価点の合計が裾切りの基準を下回る小売電気事業者に対してのみ、④を加点項目として評価する。

グリーン電力証書の譲渡予定量を加点項目として評価することによって入札参加資格を得た小売電気事業者は、契約した際に調達者に証書を無償譲渡することとする。

なお、調達者においてグリーン電力証書の譲渡予定量を加点項目として設定する場合、過去の入札状況等を踏まえ、適切な区分を設定するものとする。

(4) 需要家への情報提供の評価

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から、裾切り方式のオプションとして評価し、加点項目とする。例えば、具体的な評価内容として、

- 電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

などが考えられる¹²。

なお、本評価項目については、入札実施者の適切な判断を前提に、オプションではなく必須項目に加えることも可能である。

¹² 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に供給側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

3. 契約方法等について

3-1 契約の対象

当該地域において、電気の供給が可能な小売電気事業者が3社以上存在する場合に、本契約方式を適用することとする。

3-2 仕様

裾切り方式により、電気の供給を受ける契約に係る仕様書の構成及び記載する内容例は、表Ⅱ-3-1のとおりである。なお、裾切り要件、当該要件を満たすことを証明する書類の提出方法等については、入札公告及び入札説明書の中で必要事項を記載する。

表Ⅱ-3-1 仕様書の構成及び記載内容の例

記載項目	記載内容等（例）
件名	（契約予定施設名）における電気の供給を受ける契約の旨記載
需要場所等	需要場所、業種及び用途を記載
契約期間	契約開始日から契約終了日
供給電気方式等	供給電圧、計量電圧、供給電気方式、標準周波数等
契約電力	契約電力（最大電力）
予定使用電力量	予定使用電力量
電力量等の検針	自動検針装置の有無、電力会社の検針方法、計量器の構成
需給地点	需給地点の記載
電気工作物の財産分界点	電気工作物の財産分界点の記載
保安上の責任分界点	保安上の責任分界点の記載
燃料費、力率	燃料費、力率の変動による契約価格の改定について記載
電力使用実績	各月の最大電力の実績データ 電力使用量の実績データ（月別・日別・時間別等）

3-3 標準的な手続とスケジュール

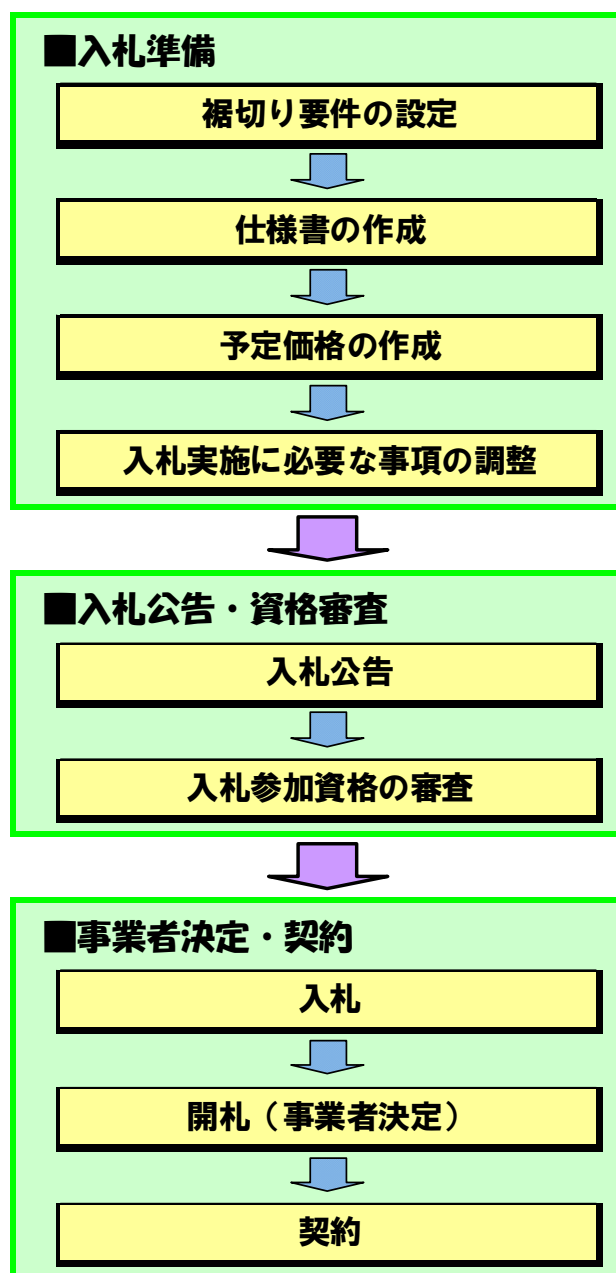
本契約方式を適用する場合の標準的な流れ及び要する期間は、図Ⅱ-3-1のとおりである。以下に、図Ⅱ-3-1に沿って、各段階における手続の概要を示す。

(1) 入札準備

入札準備段階は、①裾切り要件の設定、②仕様書の作成、③予定価格の作成、④入札実施に必要な事項の調整を実施する。

- ① 「裾切り要件の設定」については、前述「2-2 裾切り方式」を参考とし、適切に裾切り要件を設定する。
- ② 「仕様書の作成」については、上記「3-2 仕様」を参考とし、必要事項を記載した仕様書を作成する。

- ③ 「予定価格の作成」については、前年度における電力使用量の実績データ等を踏まえ、適切に予定価格を作成する。
- ④ 「入札実施に必要な事項の調整」については、必要に応じ実施する。



図Ⅱ-3-1 裾切り方式に係る入札手続

(2) 入札公告・資格審査

入札公告・資格審査段階は、①入札公告、②入札参加資格の審査を実施する。

- ① 「入札公告」については、裾切り方式による入札参加資格の審査及び入札までに要する期間を勘案して、適切に実施する。
- ② 「入札参加資格の審査」については、上記「(1) ①裾切り要件の設定」におい

て設定した裾切り要件に照らし、入札参加希望者から提出された参加資格に係る審査書類に基づき審査を実施する（審査結果については、入札参加希望者に対し、速やかに通知する。）。

（3）事業者決定・契約

事業者決定及び契約段階は、①入札及び開札（事業者決定）、②契約を実施する。

- ① 「入札及び開札（事業者決定）」については、裾切り方式による入札参加要件を満たした事業者の中から最低価格落札方式によって決定する。
- ② 「契約」については、落札者と落札決定から定められた期間内に契約を実施する。
- ③ ~~なお、本評価項目については、入札実施者の適切な判断を前提に、オプションではなく必須項目に加えることも可能である。~~

3-4 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用

（1）環境配慮契約を実施する場合

環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた電気の供給を受ける契約に関する基本的事項に示されたとおり、裾切り方式は、「入札に付する場合」に適用することとなっている。このため、原則として低圧受電施設等についても、同様な考え方とし、入札に付する場合については、環境配慮契約を実施するものとする。

他方、低圧受電施設等の大部分は、入札に付す必要がある場合に該当する一定規模の電力調達規模（予定価格が予算決算及び会計令又は当該機関の会計規程等に定められた少額随意契約の対象に当たらない場合）に達しない状況にある。しかし、より低炭素な電気を調達する観点からは、環境配慮契約を実施することが重要であり、低圧受電施設等においても、可能な限り環境配慮契約の実施を促す必要があるものと考えられる。このため、調達・供給双方の入札手続の簡素化とともに、入札参加者の確保及び入札参加促進等の観点から、ある程度対象となる施設等をまとめて発注することができる場合については一括発注を行うことが現実的と考えられる。

こうした考え方を踏まえ、ある低圧受電施設の契約が一定の電力調達規模に達しない場合において、周辺の複数の低圧受電施設等における契約時期の調整¹³を行い、一括して発注を行うことを検討するものとし、可能な施設等を対象として環境配慮契約の実施に努めるものとする。

具体的には、調達者は複数の低圧受電施設等をまとめた一括発注の可能性について、以下の事項について検討の上、可能な範囲で環境配慮契約の実施に努めることが適当である。

- 原則として一般送配電事業者の供給区域内の低圧受電施設（従量電灯及び低圧電力）のみをまとめること【同一地域・同一メニュー】
- 複数の施設の契約時期の調整を行い、同一契約期間とすること。また、原則として契約期間は1年とすること【同一期間】

¹³ 複数の施設等の契約開始日を揃える又は契約開始時期の不一致への対応を含めた仕様書を作成する。

○ 電力使用実績及び予定使用電力量を提示すること

低圧の電力小売自由化が始まったばかりのこともあり、今後、当該地域において、より低炭素な小売電気事業者の参入もあり得ることから、契約期間は原則 1 年とし、毎年度見直しを行う裾切り基準の適用により、小売電気事業者の再評価を行うことが適当である。

(2) 入札に付さない場合

随意契約¹⁴等の入札に付さない場合（低圧受電施設等で予定価格が少額等の場合）は、環境配慮契約（裾切り方式）の実施は求められてはいない。

しかしながら、温室効果ガス排出削減の観点から、より二酸化炭素排出係数の低い電力の調達を図ることが重要であるため、調達者は、当該地域に電力を供給していて当該施設に電力を供給可能である小売電気事業者のうち、適切に電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示するとともに、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者や再生可能エネルギーの導入割合の高い事業者等を選定して見積を徴する¹⁵ことで、より低炭素な電気が調達される可能性を増やす対応が求められる。なお、見積を徴する場合は、小売電気事業者が示す料金メニューを活用することも、手続の簡素化等の観点から現実的な対応と考えられる。

¹⁴ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる（会計法第 29 条の 3 第 5 項）。

¹⁵ 随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている（予算決算及び会計令第 99 条の 6）。

4. その他

4-1 調達者の役割

調達者は、前項までの事項を踏まえ、以下の点に留意しながら契約業務を行うものとする。

- 公正な競争の確保のため、裾切りの内容（区分・配点等）について、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を参考とし、適切に設定する。
- 電気の合理的かつ適切な使用等に努め、特別な事情がない限り、使用する電力量は予定使用電力量を上回ってはならない。

4-2 その他必要な手続

調達者が契約業務を実施するに当たって、その他に留意すべき手続や内容について例示する。

- 仕様書の作成に当たっては、電気需給契約書（小売電気事業者と締結している契約書）等を参考に現行の契約内容を把握することが可能である。
- 入札参加資格の審査に当たっては、入札参加希望者に対し、参加資格に係る審査書類について、その根拠資料とともに提出を求め、入札実施主体が設定した裾切りを満足するか確認する。
- 年間契約の場合の予定使用電力量は、原則として前年の年間使用電力量を上回らない範囲において、適切に設定するものとするが、契約期間内において契約施設の増改築や設備の拡張・更新等の前年の使用電力量から大幅に変動することが予め判明している場合にあっては、当該事情を考慮した予定使用電力量を設定する。